

Environment master plan of Tarumizu city 2021

垂水市環境基本計画

～中間見直し版～

【概要版】

豊かな自然に恵まれ、環境負荷の少ない持続的発展が可能なまち、垂水

■発行
令和3年3月
鹿児島県垂水市

■所管
垂水市生活環境課
☎ 0994-32-1297

■市の木 牛根松

■市の花 つつじ



鹿児島県垂水市

1 計画の基本的事項

(1) 計画策定の背景

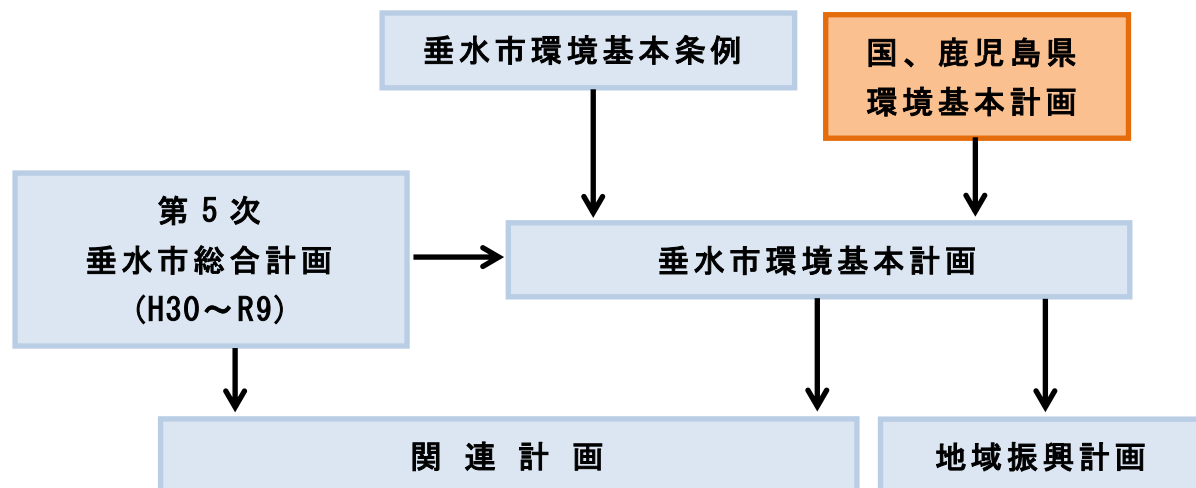
本市は、大隅半島の北西部に位置し、本市の西部は鹿児島湾に面しており、鹿児島市と大隅半島を結ぶ海上・陸上交通の要所となっており、豊かな自然環境の下で、農畜産業、漁業を中心とする経済の発展に支えられ、市民の生活は豊かで便利になってきましたが、一方、経済活動の結果として、資源の大量消費、ごみの増加、空き家・耕作放棄地の増加、生物多様性の危機等身近な環境問題が顕著になりつつあり、更には地球温暖化など、地球規模の環境問題も指摘されています。更に、本市特有の環境問題として、桜島の降灰による生活環境の悪化が挙げられます。また、地球温暖化など、地球規模の環境問題も山積しています。

環境問題を解決していくためには、環境の現状を正しく理解し、長期的な視点で対策を立案し、市・市民・事業者が互いに連携・協働しながら、環境保全に取り組むことが必要となります。環境に関する問題を解決し、次世代によりよい環境を残すため、「垂水市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を平成 27 年度（2015 年度）に策定し、計画策定から 5 年後に当たる令和 2 年度（2020 年度）を中間年度として位置付け、当該年度までの取組に係る進行状況の点検・評価し、また、社会・環境状況の変化を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行いました。

(2) 計画の位置づけ

本市では、平成 30 年（2018 年）3 月に策定された「第 5 次垂水市総合計画」において、まちの将来像を「九つの彩り豊かに 健やかな人を育むまち 垂水」と定めて、環境に配慮したまちづくり、地域資源を活用したまちづくりを進めています。本計画は、第 5 次垂水市総合計画を上位計画とし、本市の関連計画をはじめ国や県の各種計画との整合がとれるように調整します。

なお、本計画は、「垂水市環境基本条例」第 9 条に基づいて策定します。



垂水市環境基本計画の位置づけ

(3) 計画の目標年度と計画期間

本計画の目標年度は令和 7 年度とし、計画期間は平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間とします。

また、計画策定から 5 年後の中間年度(令和 2 年度)には、計画の進捗状況を点検・評価し、その時点の社会・環境状況などを踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

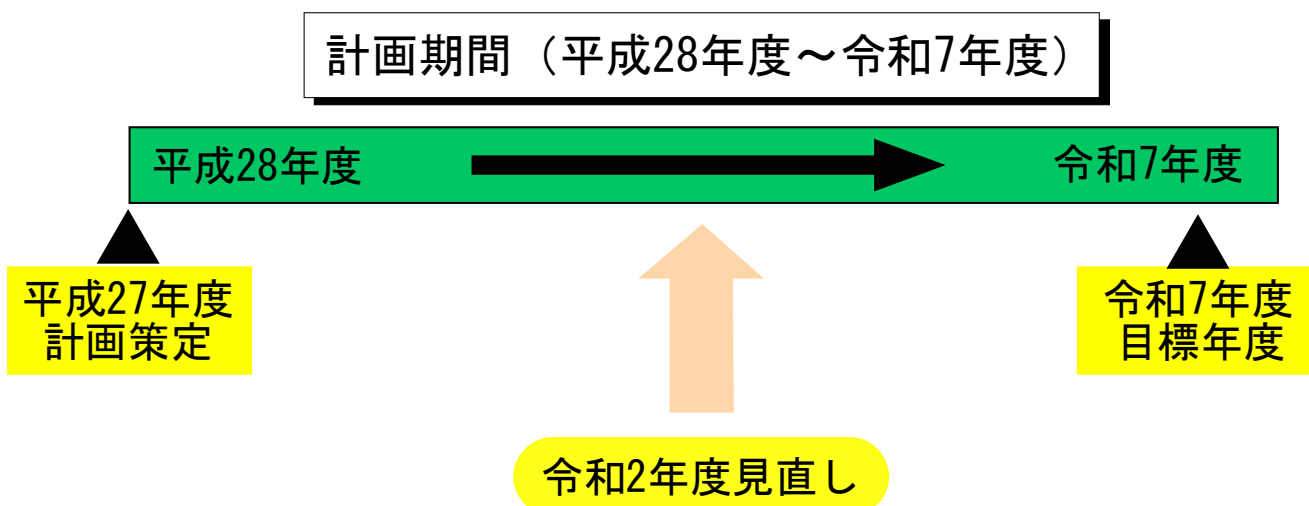


図 1-3 計画期間と中間期間

(4) 対象とする地域と計画の範囲

計画の対象地域は本市全域とします。ただし、本市単独では解決できない広域的な問題等については、周辺自治体や県、国と連携して取り組みます。また、対象とする環境は、自然環境、生活環境、地球環境、教育・学習環境とします。

[自然環境]

山林保全、溪谷保全、動植物の保全

[生活環境]

大気保全・悪臭対策、騒音・振動防止対策、海・河川等水質保全、化学物質対策

[地球環境]

エネルギー対策、自動車対策、バイオマス有効利用、ごみの再資源化・減量

[教育・学習環境]

人と人、人と自然の豊かな関係づくり、環境理解の向上



2 目指す環境像と基本方針

(1) 目指す環境像

本市は、平成 25 年に策定した「垂水市環境基本条例」を踏まえ、「目指す環境像」を次のとおり定めます。「目指す環境像」は、市・市民・事業者に共通する長期的な目標として、将来の本市の姿を示すものです。

また、現在の市民ばかりでなく、未来の市民のためにも豊かで快適な本市の環境を継承することを目指します。

[目指す環境像]

豊かな自然に恵まれ、環境負荷の少ない持続的発展が可能なまち、垂水

(2) 「基本方針」と「持続可能な開発目標（SDGs）」

「目指す環境像」を実現するために、「基本方針」を策定し、具体的な取組を推進していきます。基本方針は、垂水市環境基本条例に定められている基本理念を踏まえ、次の内容とします。

基本方針	
1 豊かな自然の保全	～自然共生社会の構築～
2 快適な生活環境の確保	～生活環境の保全～
3 貴重な資源の循環	～循環型社会の構築～
4 効率的なエネルギーの使用	～低炭素社会の構築～
5 環境とふれあう機会の充実	～環境教育・学習の推進～
6 市民参加型の環境活動	～地域振興計画を生かす～



基本方針1 豊かな自然の保全(自然共生社会の構築)

市民は、自然に育まれると同時に、生活の糧として自然を利用してきました。本市には、豊かな自然が残っていますが、近年の経済活動により一部の自然が失われています。現状の自然を踏まえた上で、生物多様性や森林、農地、水辺などの自然環境の保全に取り組み、市民の暮らしと自然が共生できる豊かな自然環境の確保に努めます。

- 基本施策1 山林の保全
- 基本施策2 渓谷の保全
- 基本施策3 動植物の保全



関連する「持続可能な開発目標(SDGs)」

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。



陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る。



基本方針2 快適な生活環境の確保(生活環境の保全)

持続可能な社会は、人の健康や生活環境への被害が生じないことが前提になります。このため、大気、水、土壌などを良好な状態に保全し、騒音・振動などの都市生活型公害、化学物質等の問題に適切に対応するなど、市民が安心して暮らせる快適な地域環境の確保を目指します。

- 基本施策1 大気環境の保全
- 基本施策2 海・河川等の水質保全
- 基本施策3 化学物質の対策
- 基本施策4 まち環境の整備



関連する「持続可能な開発目標(SDGs)」

あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。



都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする。



基本方針3 貴重な資源の循環(循環型社会の構築)

社会経済活動によって発生した廃棄物を大量に放置してきた社会システムや生活様式を見直し、バイオマスを地域資源、エネルギー資源として利活用し、環境への負担が少ない循環型社会を構築することを目指します。

本市では、ごみを分別して回収し、できるだけ資源として再生利用する取組を進めています。今後は、ごみを発生させない(発生抑制)、修理して繰り返し使う(再使用)ための取組を推進することによって、ごみとして処分する資源の量を更に減らすことが求められています。ごみを減らすことで、環境への負荷を減らし、地球にやさしいまちづくりの構築に努めます。

基本施策1 バイオマスの有効利用 基本施策2 ごみの減量化・再資源化



関連する「持続可能な開発目標(SDGs)」

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確認する。	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
持続可能な消費と生産のパターンを確保する。	12 つくる責任 つかう責任
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。	13 気候変動に具体的な対策を

基本方針4 効率的なエネルギーの使用(低炭素社会の構築)

本市は、資源の枯渇が懸念される「エネルギー問題」への対応とエネルギー使用に伴う温室効果ガスによる「地球温暖化」の防止に向けて「垂水市地域省エネルギービジョン」を策定しました。このビジョンでは、エネルギー使用量と二酸化炭素排出量の削減目標の達成に向かって、市役所・事業所・各種団体・学校等がそれぞれの立場で取り組む基本理念「省エネルギーのまち垂水市～小さなこと、できることから実践」を掲げています。市民による小さな省エネルギー活動に取り組み、低炭素社会を構築することを目指します。

基本施策1 エネルギー対策 基本施策2 自動車対策

関連する「持続可能な開発目標(SDGs)」

3 すべての人に健康と福祉を	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
11 住み続けられるまちづくりを	13 気候変動に具体的な対策を

基本方針5 環境とふれあう機会の充実(環境教育・学習の推進)

子どもと大人が共に自然に親しみ、暮らしのあり方を見つめ直すことができるように、地域の身近な環境と日常的にふれあうさまざまな機会を用意し、学習環境を整えます。それらのことを通じて、地球規模の環境についても理解を深め、人と環境の良好な関係を保つことができる社会づくりを目指します。

- 基本施策1 人と人、人と自然の豊かな関係づくり
- 基本施策2 環境理解の向上



関連する「持続可能な開発目標(SDGs)」

すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。



すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。



基本方針6 市民参加型の環境活動(地域振興計画を生かす)

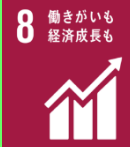
本市には9つの地区があり、それぞれの地区で地域振興計画を策定しています。地域振興計画の中には環境に関する事項も多く取り上げており、こうした市民の環境に対する意識の高さを活かして、市民参加型の環境活動を進めていきます。

基本施策1 地域振興計画の中の環境行動



関連する「持続可能な開発目標(SDGs)」

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する。



持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる。

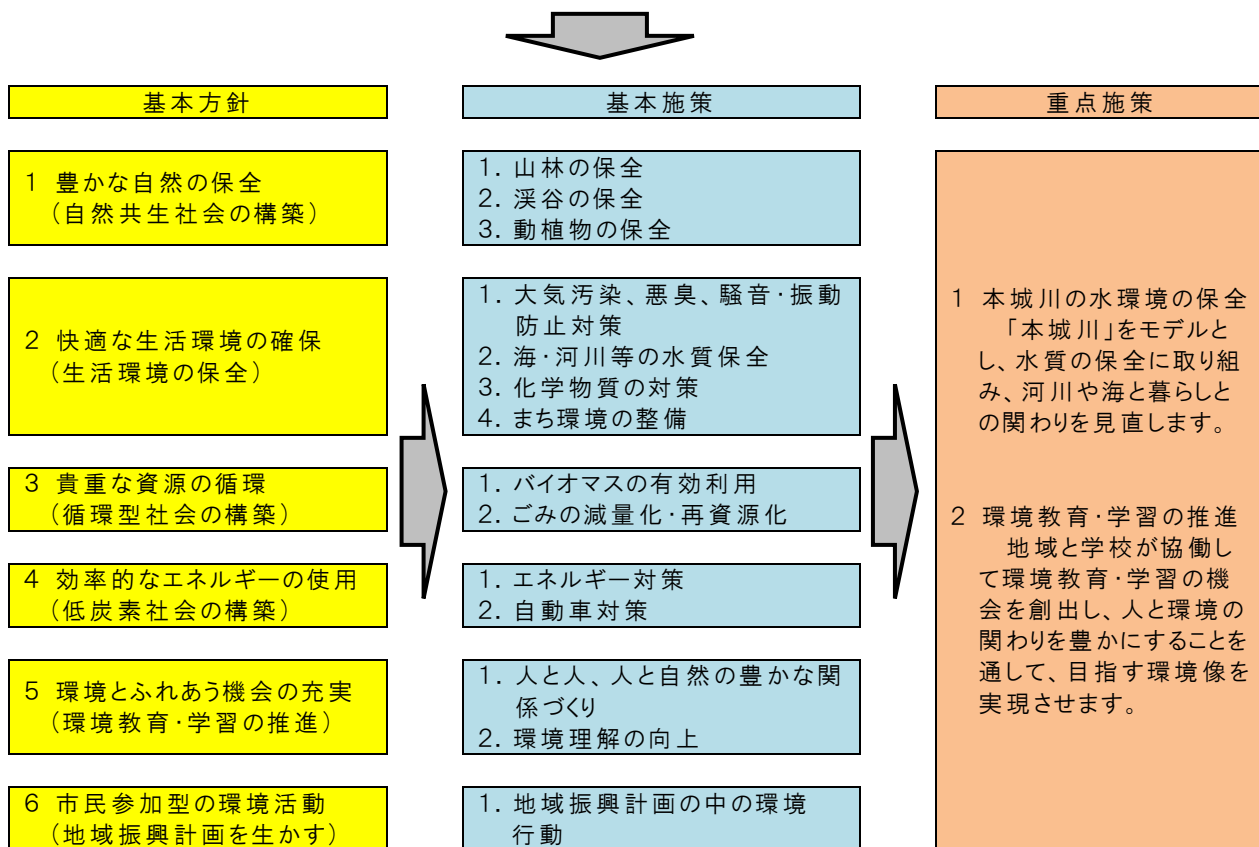


3 施策の体系

本計画では、「目指す環境像」を実現するために6つの「基本方針」を策定し、それぞれの「基本方針」を達成するために「基本施策」を定めます。なお、重要な課題や緊急性の高い事項については、「重点施策」として位置づけ、迅速に対応します。

目指す環境像

豊かな自然に恵まれ、環境負荷の少ない
持続的発展が可能なまち、垂水



計画の基本的な構成



4 重点施策

「3 施策の体系」では、本市が目指す環境像を実現するための市・市民・事業者の取組を示しましたが、本市の地域特性を踏まえ、更に重要な事項について施策の展開を進めていくことにします。

1. 本城川の水環境の保全

「本城川」をモデルとし、水質の保全に取組み、河川や海と暮らしとの係わりを見直します。

主体	流域	役割分担の内容
市	上流	<ul style="list-style-type: none"> ● 県森林整備地域活動支援事業交付金等を利用して、高隈山系の山林の整備に努めます。 ● 工場・事業場からの排水については、排出水の改善や対策を指導・啓発します。
	中流	<ul style="list-style-type: none"> ● 合併処理浄化槽の設置数の向上を目指します。 ● 工場・事業場に排水対策についての啓発を行います。
	下流	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの不法投棄防止の指導・啓発を行います。
市民	上流	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭排水は適正に処理した後排出します。 ● 上流域の施設等を利用した際は、「来た時よりも美しく。」を実行します。
	中流	<ul style="list-style-type: none"> ● 合併処理浄化槽の設置を行います。 ● 水質保全活動へ積極的に参加し、河川の修景保全に努めます。
	下流	<ul style="list-style-type: none"> ● 本城川河口域での鳥類調査や本城川の生物調査をボランティア活動で行います。
事業者	上流	<ul style="list-style-type: none"> ● 植栽・間伐など森林の保全に協力します。 ● 事業場排水は適正に処理した後排出します。
	中流	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業場排水は適正に処理した後排出します。 ● 農地からの排水は、本城川への負荷が軽減するよう努めます。
	下流	<ul style="list-style-type: none"> ● 県河川・海岸愛護運動に協力します。 ● 事業場排水は適正に処理した後排出します。

2. 環境教育・学習の推進

地域と学校が協働して環境教育・学習の機会を創出し、市と環境の係わりを豊かにすることを通して、目指す環境像を実現させます。

主体	役割分担の内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境教育を実施している団体等と連携し、環境教育活動を支援します。 ● 地域振興会や公民館と連携して環境学習の場を広げます。 ● 小学生が、在校中に大野 ESD 自然学校で体験学習することを継続していきます。 ● 大野 ESD 自然学校スタッフの育成に努めます。 ● 大野 ESD 自然学校の市外への広報活動に努めます。 ● 「垂水市環境教育方針」の策定に努めます。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保全の重要性を認識し、環境に配慮した行動を心掛けます。 ● 地域振興計画に掲げられた環境活動に積極的に参加します。 ● 環境教育の場に積極的に参加します。 ● 環境に関する知識を環境教育の場で積極的に披露します。 ● 民泊型教育旅行生の受け入れを積極的に行います。 ● 地域振興会でマイバッグ持参・食品ロスなどの調査を計画し、参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業における環境保全・環境配慮の取組を理解し、従業員に認知させます。 ● 環境教育の場に積極的に参加します。 ● 事業活動で得た環境に関する知識を環境教育の場で積極的に披露します。 ● 施設見学や、農林水産業体験の受け入れを積極的に行います。



垂水市環境基本計画～中間見直し版～ 【概要版】

発行日 令和3年3月

発行 鹿児島県垂水市

編集 垂水市 生活環境課

〒891-2112 鹿児島県垂水市本城 3898-1

TEL 0994-32-1297 FAX 0994-32-6920



この冊子は再生紙を使用しています。